

別表 1

＜資金収支計算書勘定科目の説明＞

※ 中区分の科目については、適当な科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて細分することができる。

1. 収入の部

科目区分		説明
大区分	中区分	
＜経常活動による収入＞		
〔介護保険収入〕 〔自立支援費等収入〕	介護保険収入	介護保険制度に基づく報酬等をいう。
	介護給付費収入	介護給付費報酬の代理受領分をいう。
	訓練等給付費収入	訓練等給付費報酬の代理受領分をいう。
	障害児施設給付費収入	障害児施設給付費報酬の代理受領分をいう。
	サービス利用計画作成費収入	サービス利用計画作成費報酬の代理受領分をいう。
	特定障害者特別給付費収入	特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。
	特定入所障害児食費等給付費収入	特定入所障害児食費等給付費の代理受領分をいう。
〔利用料収入〕	利用者負担金収入	利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収入をいう。なお、各給付費に係る利用者負担金分、特定費用等の利用者負担金分、代理受領を行わない場合の給付費相当分について、それぞれ小区分を設定する。
	利用料収入	利用者からの利用料(代理受領を含む。)による収入をいう。(利用者負担金を除く。)
〔措置費収入〕	利用者負担金収入	契約に伴う施設利用料のうち、利用者本人の負担による収入をいう。
	事務費収入 事業費収入	措置費支弁額中の人件費及び管理費にかかる収入をいう。 措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。
〔運営費収入〕	運営費収入	保育所等における保育の実施等に関する運営費収入をいう。
〔私的契約利用料収入〕	私的契約利用料収入	措置施設等における私的契約に基づく利用収入をいう。
〔〇〇事業収入〕	〇〇事業収入	事業の内容を示す名称を付した科目で記載する。
〔経常経費補助金収入〕	経常経費補助金収入	経常経費に係る地方公共団体からの補助金収入をいう。
〔寄附金収入〕	寄附金収入	経常経費に対する寄附金品をいう。
〔雑収入〕	雑収入	経常経費による収入で他のいずれの収入科目にも属さない収入をいう。
〔借入金利息〕		

補助金収入	借入金利息補助金収入	設備資金借入金利息に係る地方公共団体からの補助金収入をいう。
〔受取利息 配当金収入〕	受取利息配当金収入	預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。

科目区分		説明
大区分	中区分	
〔会計単位間 繰入金収入〕	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入	公益事業会計からの繰入金収入をいう。 収益事業会計からの繰入金収入をいう。
〔経理区分間 繰入金収入〕	経理区分間繰入金収入	社会福祉事業会計内における他の経理区分からの繰入金収入をいう。

科目区分		説明
大区分	中区分	
＜施設整備等による収入＞		
〔施設整備等 補助金収入〕	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備にかかる地方公共団体等からの補助金収入をいう。 設備整備にかかる地方公共団体等からの補助金収入をいう。
〔施設整備等 寄附金収入〕	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備及び設備整備にかかる寄附金をいう。 施設整備及び設備整備にかかる借入金の償還にかかる寄附金をいう。
〔固定資産 売却収入〕	器具及び備品売却収入 車輛運搬具売却収入 ○○売却収入	器具及び備品の売却による収入をいう。 車輛運搬具の売却による収入をいう。 売却した資産等の内容を示す名称を付した科目で記載する。
＜財務活動による収入＞		
〔借入金収入〕	設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入	設備資金借入金の受入額をいう。 長期運営資金借入金の受入額をいう。
〔投資有価証券 売却収入〕	投資有価証券売却収入	売却した投資有価証券の売却収入(収入総額)をいう。
〔借入金元金償還 補助金収入〕	借入金元金償還補助金収入	設備資金借入金償還金にかかる地方公共団体からの補助金収入をいう。
〔積立預金 取崩収入〕	○○積立預金取崩収入	積立預金の取崩しによる収入をいう。積立預金の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
〔その他の収入〕	長期貸付金回収収入 ○○収入	長期貸付金の回収収入をいう。 財務活動による収入で他のいずれの収入科目にも属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。

2.支出の部

科目区分		説明
大区分	中区分	
＜経常活動による支出＞		
〔人件費支出〕	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	役員に支払う報酬、諸手当をいう。 常勤職員に支払う俸給をいう。 常勤職員に支払う諸手当をいう。 非常勤職員に支払う給与をいう。 法人の職員退職給与制度による退職給与として支払う金額をいう。 法人が加入している退職共済制度に基づいて法人が負担する掛金をいう。 法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
〔事務費支出〕		本部及び施設の運営事務に要する人件費以外の費用をいう。
	福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 ○○費 雑費	役職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。 業務に係る役職員の出張旅費及び交通費をいう。 役職員に対する教育訓練に直接要した費用をいう。 事務に必要な用紙、文房具等の消耗品のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。 事務に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。 事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷代及び製本代をいう。 事務用の電気、ガス、水道等の使用料をいう。 事務用の灯油、重油等の燃料費及び自動車用燃料費をいう。 建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。建物、器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。 電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。 会議時における茶菓子代、食事代等をいう。 法人の広告料、パンフレット作成費等の諸費用をいう。 洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く。)など施設の業務の一部を他に委託するための費用をいう。 役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。 建物、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。 事務に必要な器具及び備品、会場等の賃料をいう。 法人が負担する租税公課をいう。 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
〔事業費支出〕		利用者の処遇に直接要する費用をいう。
	給食費 保健衛生費 被服費 教養娯楽費	食材及び食品の費用をいう。(なお、給食業務を外部委託している施設にあっては、材料費を計上すること。) 施設内医療に要する医薬品等の購入費及び利用者の健康診断の実施、施設内の消毒等に要する費用をいう。 利用者の衣類、寝具等を購入するための費用をいう。 利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の設備購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。

科目区分		説明
大区分	中区分	
〔借入金利息支出〕 〔経理区分間繰入金支出〕	日用品費	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品の費用をいう。
	保育材料費	保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用をいう。
	本人支給金	利用者に小遣いその他の経費として現金支給した額をいう。
	水道光熱費	利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。
	燃料費	利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。
	消耗品費	利用者処遇に直接使用する消耗品のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
	器具什器費	利用者処遇に直接使用する器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
	賃借料	利用者が利用する器具及び備品等の賃料をいう。
	教育指導費	利用者に対する教育訓練に直接要した費用をいう。
	就職支度費	児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要した費用をいう。
	医療費	利用者が傷病のために医療機関等で診療等をうけた場合の診療報酬等をいう。
	葬祭費	利用者が死亡した場合の葬祭に要した費用をいう。
	〇〇費	費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。
	雑費	事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
	借入金利息支出	設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息をいう。
	経理区分間繰入金支出	社会福祉事業会計における他の経理区分への繰入金支出をいう。
＜施設整備等による支出＞		
〔固定資産取得支出〕 〔元入金支出〕	建物取得支出 車輛運搬具取得支出 〇〇取得支出	建物を取得するための支出をいう。 車輛運搬具を取得するための支出をいう。 取得資産等の内容を示す名称を付した科目で記載する。
	公益事業会計元入金支出	本部経理区分から公益事業会計に対する元入金の繰入支出をいう。
	収益事業会計元入金支出	本部経理区分から収益事業会計に対する元入金の繰入支出をいう。
＜財務活動による支出＞		
〔借入金元金償還金支出〕 〔投資有価証券取得支出〕 〔積立預金積立支出〕	設備資金借入金償還金支出 長期運営資金借入金償還金支出 投資有価証券取得支出 〇〇積立預金積立支出	設備資金借入金の元金償還額をいう。 長期運営資金借入金の元金償還額をいう。 投資有価証券を取得するための支出をいう。 積立預金への積立による支出をいう。積立預金の目的を示す名称を付した科目で記載する。

科目区分		説明
大区分	中区分	
〔その他の支出〕	長期貸付金支出 〇〇支出	長期貸付金の支出をいう。 支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。
〔流動資産評価減等による資金減少額等〕	徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 〇〇評価損	金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。 有価証券（流動資産の有価証券に限る。）の売却益（売却による入金額から有価証券の原価を控除した額。）をいう。 有価証券（流動資産の有価証券に限る。）の売却損（有価証券の原価から売却による入金額を控除した額。）をいう。 流動資産の会計基準第25条に規定された評価損をいう。 具体的な内容を示す名称を付した科目で記載する。